

# 令和5年度 鉱山保安推進協議会会長賞（石灰石の部） 募集要項

鉱山保安表彰実行委員会 石灰石鉱業協会事務局

石灰石の部の被表彰者の募集では、石灰石鉱業協会会員の鉱山・事業場であって石灰石鉱山能率年報に記載された鉱山・事業場を対象とし、（1）鉱山・事業場表彰の部及び（2）個人表彰の部のそれぞれについて以下の通り被表彰候補を募集いたします。

## （1）鉱山・事業場表彰の部

1) 鉱山・事業場の表彰候補は、保安水準の向上に努め、他の模範となる鉱山又は事業場のうち、当該表彰規程第4条の対象要件を満たすものであって当該鉱山・事業場における保安状況や過去の表彰実績等を総合的に勘案し、審査決定いたします。

2) 石灰石鉱山の推薦数：若干

## （2）個人表彰の部

1) 個人の表彰候補は、所属鉱山・事業場において保安水準の向上に努め、他の模範となる個人のうち、表彰規程第5条の対象要件を満たすものであって所属鉱山・事業場の保安状況、個人の功績や過去の表彰実績等も総合的に勘案し、審査決定いたします。

2) また、個人表彰候補の募集にあたっては、各鉱山・事業場において日頃から保安に貢献している者に対して公平な表彰機会を提供する観点から、毎年公表される石灰石鉱山能率年報における採鉱量及び延べ人員のデータを基に鉱山規模に応じたクラスを以下のとおり設定、各クラス別に推薦候補者を募集することとし、クラス別に推薦者を選考いたします。（詳細は別紙参照）

### 鉱山規模別クラス区分

クラス区分	年間採鉱量
I	600万t以上
II	240万t以上～600万t未満
III	60万t以上～240万t未満
IV	60万t未満

3) 石灰石鉱山の個人推薦数：各クラス別に3～5人、合計15人程度

### (3) 応募方法

応募にあたっては、①推薦予定の事前回答（様式1）、②被表彰者候補推薦書（様式2、様式3）を作成し、それぞれ以下の締め切りまでに当協会事務局に提出いただきますようお願いいたします。

#### ① 推薦予定の事前回答（様式1）

締め切り：令和5年7月6日（木）

※FAXまたはメールにてご送付ください。

#### ② 被表彰者候補推薦書（鉱山・事業場の部は様式2、個人の部は様式3）

締め切り：令和5年7月27日（木）

※郵送またはメールにてご送付ください。

### (4) 提出先：石灰石鉱業協会 保安部：阿由葉、吉野

〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-7-1 瀬木ビル4階

TEL 03-5687-7650(代) FAX 03-5687-0800

E-Mail : info@limestone.gr.jp

※募集要項、事前回答・推薦書用紙および会長賞表彰規程全文は協会ホームページ (<http://www.limestone.gr.jp>) からダウンロードできますのでご利用ください。

### (5) 表彰者の選考

①応募された被表彰者候補については保安表彰候補選考委員会で審査を行い、石灰石鉱山の推薦者を決定し、当協会から鉱山保安表彰実行委員会に推薦いたします。

②鉱山保安表彰実行委員会では各団体から推薦された被表彰候補の審査を行い、本年度表彰者を決定いたします。

### (6) 表彰式

令和5年度全国鉱山保安表彰式と併せて令和5年度鉱山保安推進協議会会長賞表彰式を行います。

1) 開催予定日時：令和5年10月3日（火）

2) 開催予定場所：KKR ホテル東京 10階 瑞宝の間

（東京都千代田区大手町1-4-1 TEL 03-3287-2921）

## (参考) 鉱山保安推進協議会会長賞表彰規程の抜粋

### (表彰の種類)

第2条 会長賞の対象は次のものとする。

(1) 鉱山・事業場

(2) 個人

～省略～

### (鉱山・事業場に対する表彰)

第4条 鉱山・事業場に対する表彰は、保安水準の向上に努め、他の模範となる鉱山又は事業場であって、最近3年間に鉱山保安法施行規則第46条第1項に係る災害、事故その他の事象が発生していないもの（第2号については3日以上の上休災害に限る。第4号、第18号～20号、22号を除く。）またはこれに相当する事業場を対象とする。

### (個人に対する表彰)

第5条 個人に対する表彰は、次のいずれかに該当する者であって、一～四に掲げる者については最近3年間に重大な法規違反もしくは軽傷以上の雇災がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

- 一 鉱山又は事業場の保安に7年以上携わり、顕著な功績のあった者
- 二 保安技術の改善等により、保安水準の向上に顕著な功績のあった者
- 三 鉱山又は事業場の保安教育に7年以上携わり、保安教育の推進向上に貢献した者
- 四 10年以上無事故で鉱山・事業所に勤務し、かつ、職場における災害防止の推進に模範となっている者
- 五 災害に際して、その拡大防止又は人命救助等の行為をした者
- 六 前各号に掲げる者以外の者であって、役員会が特に表彰に値すると認めたる者

(注) 上記表彰規程の詳細は石灰石鉱業協会ホームページでご覧になれます。